

令和6年度  
富田林市家庭的保育事業実施事業者  
募集要項  
(令和7年4月1日開設)

事前協議期間 令和6年7月16日(火)から  
令和6年8月19日(月)まで

応募申請期間 令和6年7月16日(火)から  
令和6年9月17日(火)まで

※事前協議の申し込みがない場合、応募申請の受け付けはできませんので、注意してください。

## 目次

1. 募集の趣旨	1
2. 応募資格	1
3. 募集条件	2
4. 運営経費	2
5. 改修補助金等	3
6. 応募方法	3
7. 事業者の選定	5
8. その他	7
(別表) 募集する施設の条件等	8

令和6年7月  
富田林市こども未来部こども育成課

### 申し込み・問い合わせ先

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号  
富田林市こども未来部こども育成課  
電話 0721-25-1000 (内線 282・290)  
FAX 0721-24-8976  
Eメール k-ikusei@city.tondabayashi.lg.jp

## 1. 募集の趣旨

富田林市では、保育所入所希望者が増加しており、早急な対策が必要となっていることから、家庭的保育事業所を創設し、運営していただく事業者を募集します。

## 2. 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしていることとします。

- ア 申請者が法人の場合は、直近の会計年度において、当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- イ 事業を行うために必要な経済的基礎として、年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- ウ 賃貸物件により事業を実施する場合は、賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- エ 申請者(法人である場合は、役員等)が、社会的信望を有すること。
- オ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有すること。  
(次の①及び②のいずれにも該当するか、または③に該当すること。)
  - ① 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、または経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
  - ② 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(家庭的保育事業の運営に関し、当該家庭的保育事業の設置者の相談に応じ、または意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
  - ③ 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- カ 事業の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、貸与を受けける場合は原則として、賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
  - ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において5年以上とされている場合。
  - ② 事業実施予定物件の所有者が、地方住宅公社等の信用力の高い主体である場合。
- キ 以下の要件を全て満たすものであること。
  - ① 申請者が破産者でないこと。
  - ② 「会社更生法」(平成14年12月13日法律第154号)及び「民事再生法」(平成11年12月22日法律第225号)等による手続き中ではないこと。
  - ③ 国税及び地方税を滞納しているもの(法人の場合は、法人及び法人代表者)でないこと。
  - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)及びその構成員、それらの利益となる活動を行う者でないこと。
  - ⑤ 「児童福祉法」第34条の15第3項第4号に該当しないこと。

### 3. 募集条件

- 3 (1) 施設種別 家庭的保育事業所
- 3 (2) 募集数 2 箇所
- 3 (3) 募集地域 富田林市内全域
- 3 (4) 定員 1 人以上 5 人以下
- 3 (5) 開所日等
- ア 開所日 原則月曜日から土曜日
- イ 開所時間 原則 1 日 8 時間とし、利用者の状況等を考慮して事業者が定めてください。
- ウ 休所日 日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日
- 3 (6) 開設時期 令和7年4月1日  
(改修工事を行う場合の完成時期は、開設準備期間を考慮してください。)
- 3 (7) 職員等配置基準
- ア 家庭的保育者  
家庭的保育者として従事するには、保育士資格を有し、「子育て支援員研修事業実施要綱」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙)の5(3)に定める基本研修及び専門研修の「地域保育コース」における分類「地域型保育」を修了している必要があります。  
※本市では、保育する児童の人数は、家庭的保育者1人につき3人までです。なお、4～5人の児童を保育する場合は、家庭的保育者2人の配置が必要となります。
- イ 嘱託医(小児科医または内科医、及び歯科医)  
(連携施設の嘱託医から支援を受けることができる場合を除く。)
- ウ 調理員(調理業務を委託する場合または連携施設等から搬入する場合を除く。)
- 3 (8) 連携施設  
小規模かつ0～2歳児までの事業であるため、①保育内容の支援、合同保育、園庭開放、行事参加等、②代替保育(必要に応じ)、③卒園後の受け皿としての役割を担う認定こども園、認可保育所、幼稚園のいずれかの施設と連携を図ってください。
- 3 (9) 募集する施設の条件等  
富田林市の保育行政を理解し、別表の条件を満たしてください。

### 4. 運営経費

- 4 (1) 地域型保育給付費  
国の示す公定価格によります。(地域区分6/100)  
※給付費の額は、公定価格から利用者負担額を差し引いた額となります。
- 4 (2) 利用者負担額  
国が示す基準を上限として、市が定める額となります。

## 5. 改修補助金等

施設改修については、大阪府の安心こども基金を活用できる場合があります。ただし、対象事業とならなかった場合は、事業化を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

施設改修補助金及び賃借料補助金の概要は、次のとおりです。

### 5（1）施設改修補助金

既存建物を改修して家庭的保育事業所を設置する場合に要する費用の一部を補助します。

ア 補助対象者は、次の要件に全て該当する者とします。

・改修を行う施設が、家庭的保育事業の建物基準及びその他運営に関する基準を満たすもの。

・保育需要から整備改修する必要性が高いと認められるもの。

イ 補助対象経費

・設備及び改修等に係る費用（設計監理費、備品等は補助対象外です。）

ウ 補助基準額

・上限 2,400千円

エ 補助額

・ウの補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額

オ その他

・施設改修補助金を利用する場合には、補助対象経費の算出にあたり、複数の事業者から見積りを徴する等、適正価格の算出に努めること。詳細については、事業者として選定された後、市と協議してください。

・家庭的保育事業所の運営期間は、原則10年以上とし、廃止した場合は、運営した期間に応じて補助金を返還していただく場合があります。

## 6. 応募方法

### 6（1）事前協議

募集に関して、以下のとおり事前協議を行います。なお、この事前協議は、応募にあたっての必須事項となります。事前協議がない場合、応募申請の受け付けはできませんので、重々ご了承ください。

ア 事前協議受付期間

令和6年7月16日（火）から令和6年8月19日（月）まで

イ 事前協議申込方法

富田林市ウェブサイトから「事前協議申込書」をダウンロードし、協議希望日時、協議内容などを記入の上、必ずEメールにて申し込みください。（メールアドレスは本募集要項の表紙に記載）

※希望の日時に沿えない場合は、再度希望日をお聞きすることがあります。

※協議内容は、なるべく詳しく記入してください。

ウ 事前協議時間帯

区分	第1部	第2部	第3部
時間帯	9:30～11:00	13:00～14:30	15:00～16:30

エ 質問

・質問がある場合は、「事前協議申込書」に記入して提出してください。

・事前協議にて質問のあった内容及び富田林市の回答については、応募者間の公平を期するため公開する場合があります。

オ 事前協議時に提出が必要な書類

様式2、様式3（各3部）

6 (2) 応募申請

ア 受付期間

令和6年7月16日(火)から令和6年9月17日(火)まで  
(土・日・祝日を除く9:00~12:00及び12:45~17:30)

イ 応募申請書類

富田林市ウェブサイトからダウンロードしてください。

ウ 受付場所

こども育成課(富田林市役所 4階 21番窓口)

エ 提出部数

正本1部 + 正本の写し8部 = 合計9部

オ 留意事項

- ・ 応募申請書類提出の際は、持参してください。(郵送不可)
- ・ 受付時の書類確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。
- ・ 各様式・資料毎に間紙を挟み、間紙に様式番号または資料番号を記したインデックスを貼り付け、1部ずつA4縦フラットファイル等に綴じてください。
- ・ ファイルの表紙及び背表紙に事業者名及び施設名(仮称)を示してください。
- ・ 応募申請書類は、様式の定めがある場合を除き、原則、A4縦型、横書き、片面印刷で作成してください。(図面類はA3サイズも可)
- ・ 応募申請書類及び添付書類に不備や記入漏れがないか確認の上、提出してください。
- ・ 富田林市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・ 応募期間中は応募申請書類の差し替えが可能ですが、応募期間終了後は富田林市が指示した事項を除き、原則差し替え等はできません。
- ・ 応募申請書類は、原則「富田林市情報公開条例(平成11年12月27日富田林市条例第24号)」に基づく公開対象となります。ただし、第6条に規定する開示をしないことができる情報は除きます。
- ・ 提出された応募申請書類等は、返却いたしません。

カ その他

- ・ 応募にかかる一切の費用は、事業者の負担とします。
- ・ 応募申請書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

## 7. 事業者の選定

### 7(1) 選考方法

選考は、外部有識者等で構成する「富田林市保育所等運営事業者選考等委員会（以下、「選考委員会」という。）」が行い、選考委員会の評価及び審査意見をふまえて、富田林市が決定します。

### 7(2) 審査手順

#### ア 書類審査

・本要項に規定する条件等について、応募申請書類等により審査します。

#### イ 面接審査

- ・事業者の代表者または事業責任者及び施設長予定者に出席いただき実施します。日時、会場、面接審査の方法等は、決定次第案内します。
- ・多数の応募があったときは、書類審査により第一次選考された事業者のみ面接審査を実施する場合があります。

### 7(3) 審査項目

項 目		審査の割合
書類審査	事業者の基本姿勢	6割程度
	保育内容	
	職員体制	
	保護者・地域・市民との関係	
	保育サービス	
	施設整備計画	
面接審査		4割程度

※審査項目は変更する可能性があります。

### 7(4) 選定結果

ア 選定結果は、全応募者に通知するとともに、選定された事業者の名称、整備場所等を富田林市ウェブサイトに掲載します。

イ 審査結果が審査基準に達しなければ、選定事業者にはなりません。

ウ 選定された事業者が辞退した場合は、審査基準を満たした次点の事業者を選定事業者とすることがあります。

### 7(5) スケジュール

1. 事前協議期間	令和6年7月16日～8月19日
2. 応募申請期間	令和6年7月16日～9月17日
3. 面接審査	令和6年10月頃
4. 選定結果通知	令和6年11月頃
5. 整備補助金交付申請	令和6年11月
6. 整備補助金交付決定	令和6年12月頃(選定後の準備が支障なく進んだ場合)
7. 着工	令和6年12月頃
8. 設置認可申請	令和7年2月頃
9. 竣工	令和7年3月中旬まで
10. 開設	令和7年4月1日

※上記スケジュールは予定であり、予告なく変更する場合があります。

## 7 (6) 選定後の計画変更の取扱い

選定を受けた後の応募内容の変更は、表1に掲げるものを除き、原則認めません。ただし、表2に掲げるものに限っては、審査の評価に影響を与えないものと判断した場合、変更を認める場合があります。

表1

大阪府または富田林市との設置認可に係る協議において、軽微な指導等があった場合
開発、建築及び消防等に係る関係官庁等から軽微な指導等があった場合

表2

敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更
敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更
建築面積または延床面積が増加する場合の変更
建物の階数を変更しない場合の建物の高さの変更
天井の高さの変更
建物の構造、材料、設備等の質が向上する場合の変更
危険及び有害の度合が高くなるしない変更
全体的に構造計算をやり直す必要がない範囲の変更
屋外遊戯場の面積が増加する場合の変更
認定区分ごとの認可定員を増加する場合の変更
地域住民等からの改善要請等があった場合の変更
サービスの向上につながる変更

## 7 (7) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定を受けることができません。

- ア 面接審査に参加しないなど、事業計画等に関する事業者の意思決定が確認できない場合。
- イ 労働基準法等の労働者使用関連法に違反し、きわめて重大な社会的影響を及ぼしていると認められる場合。
- ウ 事業者の役員(予定者を含む)が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)」に規定する暴力団員、「大阪府暴力団排除条例(平成22年11月4日大阪府条例第58号)」に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者に該当している場合。
- エ その他、事業者または役員(予定者を含む)が、社会的信用を失墜するような行為を行っていると思われる場合。

## 7 (8) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- イ 応募申請書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ この要項に違反し、または著しく逸脱した場合。
- エ その他不正行為があった場合。

## 7 (9) 選定の取消し事項

選定を受けた後、7(7)、7(8)に該当することや土地が確保できなくなったときなど、指定の期日までに開設できないことが明らかとなった場合は選定を取消します。

## 8. その他

### 8（1）入所児童について

本事業の入所児童は、市の利用調整の上、決定となります。市において入所児童数の確保を保証するものではありません。

### 8（2）改修工事について

ア 事業者自らの責任において、近隣住民等に対し、改修計画及び工事内容について、十分に説明を尽くし、理解を得るよう努めるとともに、工事中の騒音・振動の防止、工事車両通行の安全確保等について適切な措置を講じてください。

イ 工事にあたって、必要な手続き、許可等について関係機関と協議の上、令和7年4月1日の開設が確実に見込める計画で応募してください。

ウ 開設前に、関係法令に基づく必要な検査等に合格してください。

### 8（3）その他

ア 本募集要項は、現在の法律、政省令、条例等に基づいて記載しています。今後の法律等の改正により、変更することがあります。

イ 地域住民と良好な関係が築かれるよう努めてください。

ウ 本募集要項に記載された事項を遵守してください。

エ 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について富田林市から指示・指導があるときは、これに誠実に従ってください。

オ 「ウ」及び「エ」に違背する場合や申込内容に相違・虚偽があったことが判明した場合は、認可しないことがあります。

(別表) 募集する施設の条件等

区分	内容
(1) 建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施予定者が所有または賃借する物件であること。</li> <li>・賃借する物件の場合は、物件所有者が家庭的保育事業の運営について承諾していること。</li> <li>・既存の建物を活用する場合は、次の要件全てに適合すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「建築基準法」(昭和25年5月24日法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)に基づく建物、または「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に規定する方法により行った耐震診断により、基準(鉄骨造及びRC造はI<sub>s</sub>値0.6以上かつ、q値1.0以上、木造はI<sub>w</sub>値1.0以上)を満たすことが確認された建物であること。</li> <li>イ 建築確認済証・検査済証の交付を受けている建物であること。なお、検査済証の交付を受けていない場合は、建築確認申請時の設計図書一式を基に国土交通省のガイドラインに従い、指定確認検査機関が実施する遵法性調査を行った結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。</li> <li>ウ 吹き付けアスベストが不使用または除去済みであること。</li> </ul> </li> <li>・施設の延床面積が100㎡を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに補助金交付申請時まで建物用途を「建築基準法」における「特殊建築物(保育所)」に変更すること。</li> </ul>
(2) 保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</li> <li>・上記に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。</li> </ul>
(3) 必要な設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</li> <li>・調理設備と保育室は、児童の侵入防止、熱湯の飛散防止に有効な区画を行うこと。</li> <li>・衛生的な調理室または調理設備及び便所を有すること。</li> <li>・非常口、火災報知器及び消火器その他非常災害に必要な設備を設けること。</li> <li>・保育室等と区画された沐浴設備を有することが望ましい。</li> </ul>
(4) 屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(2歳以上児1人あたり3.3㎡以上)を設けること。または近隣にそれに代わるべき公園等があること。</li> </ul>
(5) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の安全確保のため、避難経路、距離について十分配慮すること。</li> <li>・施設及びその敷地は、児童等の保健衛生及び危害防止に十分配慮した計画とすること。</li> <li>・消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施すること。</li> <li>・安全計画を策定すること。</li> </ul>
(6) 保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育所保育指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第107号)に準じるとともに、家庭的保育の特性を生かし、低年齢児保育に留意した保育内容とすること。</li> <li>・障がい児保育を実施すること。</li> </ul>
(7) 保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用者負担額等の説明を行うこと。</li> <li>・利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。</li> </ul>

<p>(8) 給食</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号)、「社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 日社援施第65号)」等、厚生労働省発出の通知等の内容を遵守し、給食を提供すること。</li> <li>・ 利用する乳幼児に対して、給食(主食・副食)を提供すること。</li> <li>・ 離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した給食の提供を行うこと。</li> <li>・ 給食の提供方法は、原則、施設内にて調理する方法によること。ただし、一定の基準を満たす連携施設等から給食を搬入することは可能とする。</li> </ul>
<p>(9) 健康診断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用児童に対し、入所前健康診断及び年2回以上の定期健康診断を実施すること。</li> <li>・ 職員への健康診断は年1回以上実施し、調理等に携わる者は毎月検便を行うこと。</li> </ul>
<p>(10) 職員研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。</li> </ul>
<p>(11) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入すること。</li> <li>・ 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを申請地や近隣に確保することが望ましい。</li> <li>・ 実施施設の名称に「保育園、保育所」を付けることは避けること。</li> </ul>

※上表に掲げるもののほか関係法令及び通知等を遵守すること。

▼家庭的保育事業関係法令及び通知等

「富田林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成26年9月29日富田林市条例第19号)

「富田林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年9月29日富田林市条例第20号)

「富田林市家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱」(平成29年8月25日富田林市要綱第73号)

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)

「家庭的保育事業等の認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212 第6号)

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第2号)

その他